

3教健第707号  
令和4年1月28日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり県内全域において「まん延防止等重点措置」を実施することが示されたことから、県内全域の県立学校において「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を“レベル3”とすることを別紙写しのとおり各県立学校長に通知しました。

つきましては、貴教育委員会におかれましても、別紙写しを参考として感染症対策を徹底してくださるようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第6版>」P8

(事務担当	義務教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7774)
(	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(	特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)



3教健第707号  
令和4年1月28日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり県内全域において「まん延防止等重点措置」を実施することが示されました。

については、県内全域の県立学校において「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を“レベル3”とし、下記のとおり対応することとしますので、感染症対策をより一層徹底するようお願いします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第6版>」P8

#### 記

- 1 対象期間 令和4年1月30日（日）から同年2月20日（日）まで  
※ 終了期日が変更となる際は、改めて通知します。

#### 2 対象期間における対応

- (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、停止すること。
- (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより都道府県をまたぐ往來を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め都道府県をまたぐ往來を可能とするが、往來後2週間の健康観察を徹底すること。
- (3) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。
- (4) 部活動においては、個人や少人数での短時間の活動とすること。また、各種大会の参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
- (5) 必要に応じて時差通学を検討すること。
- (6) 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。  
\*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）  
P22、45～47 参照
- (7) 別紙を参考に、引き続き感染リスクの高い行動を控えるよう指導すること。

#### 3 その他

- (1) 感染状況の変化を注視し、学校行事の時期、形態等の見直しを図ること。
- (2) 感染状況の悪化に備えて、分散登校やオンライン学習の準備をしておくこと。

- 4 令和4年1月25日付け3教高第1546号通知は、令和4年1月29日をもって廃止する。

（事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769）  
（ 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779）  
（ 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777）

## 別紙

### 感染リスクが高いと思われる行動例（参考）

#### 1 学校内における行動例

- 近い距離でマスクをはずした会話や接触等（握手など含む）
- 向かい合った近い距離でのマスクをはずした飲食等（昼食など含む）
- 向かい合った近い距離での合唱や発声練習等（運動部の声出しなど含む）
- 運動部における2人1組で行う接触頻度の高いトレーニングやストレッチング等
- 複数の生徒によるソーシャルディスタンスの確保が困難な部室や狭い居室の利用（飲食含む）
- 飲食を伴うレクリエーション

#### 2 学校外における行動例

- 下校中及び部活動後の複数名での飲食（ジュースの回し飲み等）
- 音楽ライブやダンスなどの各種イベント等への参加
- 飲食を伴う娯楽施設（カラオケ等）での遊興
- 県外から帰省・移動した家族や親戚との接触

# 福島県

新型コロナウイルス感染症

## 非常事態宣言

(令和4年1月30日～2月20日)

### 福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に、県内全域で急激に感染が拡大しています。このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置		
区 域	県全域【重点措置を講ずる区域】	
期 間	福島市、会津若松市、郡山市、 いわき市、南相馬市	左記5市以外の市町村
	令和4年1月27日(木) ～2月20日(日)	令和4年1月30日(日) ～2月20日(日)
適 用	特措法第31条の6第1, 2項、第24条第9項	

令和4年1月28日  
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

## 小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

## 医療機関、高齢者、障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としががないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

# 福島県まん延防止等重点措置 発出中

—自分自身と大切な人の命を守るために—

## 基本的な感染対策を徹底しましょう！



**大人数・長時間の飲食は、控えてください！**



**県をまたぐ 不要不急の移動は、極力控えてください！**



**発熱や喉の痛みなど症状がある場合は、外出を控えましょう！**



**テレワーク・Web会議を活用してください！**



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は → **受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747**